

令和8年7月

近畿経済産業局長 武田 家明 殿

大阪府官公需適格組合協議会

会長 富田 直人

大阪府中小企業団体中央会

会長 野村 泰弘

国及び地方公共団体における官公需の拡充・強化に関する要望書

日頃より、近畿地域における中小企業振興及び中小企業組合の事業推進に対し、多大なるご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、大阪府内をはじめとした中小企業・小規模事業者は、原材料費やエネルギー価格の高騰に加え、中東情勢緊迫化による石油由来製品の供給不安定及び価格急騰、さらには深刻な人手不足や労務費の上昇といった極めて厳しい経営環境に直面しています。

こうした中、地域経済の安定において不可欠な役割を担っている中小企業・小規模事業者が成長を続けるためには、個々の企業の自助努力はもちろんのこと、貴局が証明された官公需適格組合をはじめとする中小企業組合の連携組織を通じた、共同受注・共同事業による経営基盤の強化も重要となります。

つきましては、物価及び人件費の上昇を踏まえた官公需における価格転嫁と取引適正化の徹底及び「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、地方公共団体等における官公需対策のさらなる拡充・強化を以下の通り要望いたします。

1. 予定価格への労務費等の適切な反映と契約変更の柔軟かつ迅速な運用の徹底

国及び地方公共団体が発注する公共調達において、工事等の品質確保及び現場従事者の適正な処遇を維持するためには、実勢価格との乖離を解消し、公共調達における価格設定の妥当性を確保することが不可欠である。

「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」の運用に基づき、予定価格への最新の労務費、原材料費及び石油由来製品の価格高騰分の適切な反映及び価格スライド制度や契約変更の柔軟かつ迅速な運用を徹底すること。また、国は各都道府県や各市町村に指導を行うこと。

2. 少額随意契約における適用限度額の引上げと実態に即した水準への見直し

少額随意契約制度は、事務の簡素化や円滑な調達を実現するうえで重要な仕組みである。しかし、昨今の物価高騰、石油由来製品を含む原材料費・人件費の上昇、消費税等の負担増により、現行の限度額では、小規模な工事や物品調達であっても基準額を超過するケースが全国的に多発している。

このことは、入札事務の増大を招くだけでなく、適正な受注環境の維持を困難にさせ、結果として地方行政における効率的かつ機動的な調達に支障をきたす恐れがある。

については、地方行政の円滑な遂行および事務の合理化を図る観点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号等の限度額について、実態に即した水準への見直しを行うとともに、適用限度額のさらなる引上げを行うよう、所管省庁へ働きかけること。

3. 官公需適格組合の証明に関する事務処理要領の見直し

官公需適格組合制度において、中小企業団体中央会は、申請書の受付、確認、経由を行う指導機関として、証明業務を通じ適格組合の育成と適正な運営指導、制度の推進に努めてきた。こうした指導体制の実効性をより確実なものとし、官公需適格組合の更新事務要領において、制度の適正な運用と責任体制の明確化を図るため、その対象を都道府県中小企業団体中央会会員に限定する旨を明文化するよう、所管省庁へ働きかけること。

4. 地方自治法施行令への官公需適格組合の追加

官公需適格組合は、国及び地方公共団体の官公需受注に意欲的であり、かつ受注案件について責任を持って遂行できる体制及び経営基盤を有していることを経済産業省が証明するものである。官公需適格組合の活用は、安定的かつ信頼できる調達先を確保する点において、地方公共団体にとっても極めて有益であり、調達の透明性、経済性の向上、さらには地域経済の持続的な発展に資するものである。さらに、この制度を地方自治法施行令上に明確に位置づけることは、行政事務の高度化を図る観点からも極めて重要である。

よって、地方公共団体による調達事務の標準化と適正な履行を促進するため、地方自治法施行令第167条の2第1項の規定に、「経済産業省の証明を受け、都道府県中小企業団体中央会会員である官公需適格組合と契約するとき」を随意契約の対象として新たに追加するよう、所管省庁へ働きかけること。

5. 基本方針達成に向けた国等の契約目標の実現及び価格転嫁の徹底

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき、毎年度官公需における中小企業向け契約目標等を設定しているが、平成21年度以降、一度も目標が達成されたことがない。また、官公需における中小企業の受注機会の拡大、価格転嫁・取引適正化の徹底などを明記しているが、令和8年6月に公表された価格転嫁促進月間フォローアップ調査における官公需の価格転嫁率は48.4%と、前回（令和7年9月調査）より約4ポイント減少となったことを踏まえ、価格転嫁率が100%となるように、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」に基づく措置の徹底に加え、実効性のある施策を講じること。また、官民一体となった強力な対策を講じること。加えて、国の方針が、国及び地方公共団体など全ての発注機関において適正に運用されるよう、契約目標の達成および価格転嫁・取引適正化の徹底に向けた重点的な指導を行うこと。

さらに、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において示された中小企業・小規模事業者向けの契約目標額及び目標率を上回る契約実績に向け、国が率先して目標達成に向けて取組み、目標を実現すること。

6. 発注機関への価格転嫁に関する指導強化

予定価格の積算は、原材料・エネルギーの価格高騰、最低賃金額の大幅な引上げなどの影響を受けており、受注者が一定の収益を確保できるよう最新の実勢価格等を踏まえ、適正な単価設定に努める必要がある。公共工事や公共調達において価格転嫁が十分に行われず、適正な価格での受注が確保されなければ、地域経済の基盤を支える中小企業・小規模事業者の経営や持続的成長に甚大な影響が生じる。国は、すべての公共工事および公共調達の発注機関（国及び地方公共団体）に対し、予定価格への最新の実勢価格や石油由来製品等の価格動向の反映、契約期間中のコスト増加分について、迅速な価格転嫁を行うよう、指導を徹底すること。